

(設置)

第1条 市民が自主的に幅広い分野から参加する市民主体のまちづくりを推進するため、島田市ゆめ・みらい百人会議（以下「百人会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 百人会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 市のまちづくりに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市のまちづくりを推進するために必要な事項

(組織)

第3条 百人会議は、おおむね委員100人以内で組織する。

2 委員は、市内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者で公募に応じたもののうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(代表及び副代表)

第5条 百人会議に、代表及び副代表各1人を置く。

2 代表及び副代表は、委員の互選により定める。

3 代表は、会務を総理し、百人会議を代表する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理し、代表が欠けたときはその職務を行う。

(全体会)

第6条 百人会議の会議（以下「全体会」という。）は、代表が招集する。

2 代表は、全体会の議長となる。

3 百人会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 百人会議に、分科会を置き、特定の事項に関する協議を行うものとする。

2 分科会に属すべき委員は、市長が指名する。

3 分科会に、リーダーを置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

4 リーダーは、当該分科会の事務を掌理する。

5 リーダーに事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちからあらかじめリーダーが指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「代表」とあるのは「リーダー」と、同条第3項中「百人会議」とあるのは「分科会」と読み替えるものとする。

(合同会議)

第8条 百人会議に、合同会議を置き、会議の運営等に関する協議を行うものとする。

2 合同会議は、代表、副代表及びリーダーにより組織する。

3 第6条の規定は、合同会議の会議について準用する。この場合において、同条第3項中「百人会議」とあるのは「合同会議」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 百人会議の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、百人会議に関し必要な事項は、代表が百人会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。